

2017年10月18日
郵政ユニオン 交第6号

日本郵便株式会社
代表取締役社長
横山 邦男 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

期間雇用社員への夏期冬期休暇及び有給による病気休暇の 付与を求める要求書

郵政ユニオン組合員3名（時給制契約社員）が労働契約法20条に基づき、不合理な労働条件の是正を求めた裁判の判決（東京地裁民事19部・春名茂裁判長）が9月14日、言い渡されました。判決は、夏期冬期休暇及び病気休暇は「正社員と時給制契約社員との間の相違は、不合理と認められる」とし、その相違は労働契約法20条に違反としました。判決によって「20条違反とされた労働条件の定めは無効となり」、「法20条により、無効とされた労働条件については、基本的には、無期契約労働者と同じ労働条件が認められると解されるものであること」（平成24年8月10日 基発0810第2号「労働契約法の施行について」 厚生労働省労働基準局長発）になります。

郵政ユニオンは東京地裁判決に基づき、下記のとおり要求書を提出します。早期に誠意ある回答を要請します。

記

- 1 期間雇用社員の勤務条件として夏期・冬期休暇を期間雇用社員の就業規則に新設すること。運用にあたっては正社員就業規則の該当する規定を適用すること
- 2 期間雇用社員就業規則のうち、いわゆる病気休暇について、第42条（6）項を削除し、正社員就業規則の該当する規定を新設すること

以上